

コスメスタートアップ起業支援業務実施要領

令和2年度に佐賀県から一般社団法人ジャパン・コスメティックセンター（以下、「JCC」という。）が受託し実施する「コスメスタートアップ起業支援業務」（以下「本業務」という。）に係る委託先事業者の選定にあたり、この要領に基づきプロポーザルを実施する。

1. 業務名

コスメスタートアップ起業支援業務

2. 本業務の概要

別紙、「コスメスタートアップ起業支援業務仕様書」のとおり

3. 委託期間

契約締結日から令和3年（2021年）3月31日（水）まで

4. 委託契約額の上限

24,717千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

5. 参加の形態及び資格要件

プロポーザルに参加する者は、単独又は共同提案によるものとし、資格要件は次のとおりとする。なお、共同事業体と契約を行う場合は、共同事業体の全てを一括して契約の相手方とし、契約に関する責任は共同事業体の構成員全てが負うこととする。

また、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

(1) 単独提案の場合

①佐賀県発注の契約に係る指名停止処置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。

②民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）。

③審査会の日から6か月前から現在までの間、金融機関等において不渡りした者でないこと。

④自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと。及び次のイ及びウに掲げるものが、その経営に実質的に関与していないこと。

- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- ⑤ 共同事業体の構成員でないこと。
- ⑥ 令和2年4月9日（木）に開催する説明会に参加した者であること。

(2) 共同提案の場合

- ① 必ず代表者（幹事者）又は代表となる団体等を定めること。
- ② すべての構成員は、(1)の①～④の要件を満たすこと。
- ③ すべての構成員は、他の共同事業体の構成員でないこと。また、単独で提案を行っていないこと。
- ④ 令和2年4月9日（木）に開催する説明会に参加した者であること（代表者1名が出席していること）。

6. スケジュール

説明会	令和2年（2020年）4月9日（木）14時～15時
仕様書等に対する質問書提出期限	令和2年（2020年）4月13日（月）17時まで
参加資格確認申請書提出期限	令和2年（2020年）4月22日（水）17時まで
提案書提出期限	令和2年（2020年）5月13日（水）17時まで
プレゼンテーション	令和2年（2020年）5月19日（火）
最優秀提案者の決定	令和2年（2020年）5月20日（水）

7. 説明会の開催

- ・日時 令和2年4月9日（木）14:00～15:00
- ・場所 Web上での実施（上記時刻に後日指定する方法によりアクセスすること）

- ・申込 参加希望者は、令和2年4月8日（水）12:00までに「16. 問い合わせ先」宛に、法人名（団体名）、説明会参加者名を記載し、電子メールで申し込むこと。

※申し込み後に、説明会への参加方法について電子メールで案内を行う。

※説明会への出席を応募要件とする。

8. 仕様書等に対する質問書について

仕様書等に対する質問がある場合は、4月13日（月）17時までに、仕様書等に対する質問書（様式1）に記入の上、「16. 問い合わせ先」に電子メールにより提出すること。

回答は、4月15日（水）17時までに、説明会参加者全員に対し電子メールにより回答する。

9. 参加資格確認申請書について

(1) プロポーザル参加希望者は、実施要領で定める参加資格要件に応じ、4月22日（水）17時までに、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。

- ア 参加資格確認申請書（単独提案：様式2-1、共同提案：様式2-2） 1部
- イ 会社概要（パンフレットで可） 1部

(2) 申請書等の提出は、持参又は郵送による。

注）郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。
当日消印有効。

10. 提案書及び添付資料について

(1) 提出書類

- ア 提案書（送付）（様式4） …… 正本1部 副本6部
- イ 提案書（任意様式） …… 7部
- ウ 実施スケジュール案（任意様式） …… 7部
- エ 業務実施体制表（任意様式） …… 7部
- オ 実績書（様式3） …… 7部
- カ 見積書（任意様式） …… 正本1部 副本6部

(2) 作成にあたっての注意事項

ア 用紙のサイズはA4版とする。ただし、図表等についてはA3版の片面印刷で折り込みも可能とする。

イ 正本には業務実績に記載した内容が確認できる書類（契約書の写し等）を添付する。

(3) 提出後の提案書及び添付資料の変更、差し替え等は認めない。

(4) 提出された提案書及び添付資料は返却しない。

(5) 提出は持参又は郵送による。

- (6) 提案書及び添付資料の記載事項は、原則として全て履行しなければならない。
注) 郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。
当日消印有効。

1 1. プレゼンテーションについて

- (1) プレゼンテーションは提案内容に対する確認や補足説明を主な目的として実施するもので、提出された提案書等のみを使用し、他の資料、機材等は使用しないものとする。
- (2) 会場は、佐賀県内とし、後日対象者に電子メールで案内する。リモートによる参加も可能とする。
- (3) 参加者側の出席者は3人以内（うち1人は業務を中心的に担当する者が望ましい。）とし、ヒアリング時間は1者あたり40分程度（説明20分、質疑20分程度）を予定している。

1 2. 最優秀提案者の選定について

- (1) 提出された企画提案書等を審査し、最も優れている参加者を最優秀提案者として選定し、契約締結に向けた手続を行う。
- (2) 最優秀提案者となることのできる最低基準点をあらかじめ定めるものとし、それ以上の点数を得た参加者の中から最優秀提案者を選定する。
- (3) 評価点の最も高い者を最優秀提案者とする。なお、最優秀提案者となるべき評価点の最も高い者が2者以上あるときは、企画内容に対する評価点が高い者を最優秀提案者とする。
- (4) 最優秀提案者と契約締結に至らなかった場合は、最低基準点以上の点数を得たもののうち、次順位の者を新たな最優秀提案者として手続を行う。最優秀提案者が契約の相手方として決定される前に佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受け又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者となった場合も同様とする。

1 3. 契約書について

- (1) 最優秀提案者は、委託内容、経費等について再度JCCと調整を行い、協議が調った場合は、委託契約を締結する。
- (2) 契約書は2通作成し、各自その1通を保有するものとする。

1 4. 留意点

- (1) 提出された資料は返却しない。
- (2) 本プロポーザルの参加に要する費用は、参加者の負担とする。

- (3) 個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び佐賀県個人情報保護条例（平成 13 年佐賀県条例第 37 号）に基づき、適切に管理するものとする。
- (4) 本プロポーザル参加申込書を提出した後に、参加を辞退する場合は、速やかに「16. 問い合わせ先」まで連絡するとともに、参加辞退届（様式 5）を提出すること。

15. 添付書類

- (1) 仕様書
- (2) 評価基準
- (3) 各種様式
 - ア 仕様書等に対する質問書（様式 1）
 - イ 参加資格確認申請書（単独提案：様式 2-1、共同提案：様式 2-2）
 - ウ 実績書（様式 3）
 - エ 提案書（送付）（様式 4）
 - オ 参加辞退届（様式 5）

16. 問い合わせ先

担当	一般社団法人ジャパン・コスメティックセンター 八島（やしま）、藤岡（ふじおか）
住所	郵便番号 847-0013 佐賀県唐津市南城内 1-1
電話	0955-53-8700
ファックス番号	0955-58-8655
電子メールアドレス	startup@jcc-k.com.